

厚生委員會議錄第五十一号

昭和二十九年五月二十七日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事岡 良一君

越智 茂君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

滝井 義高君 萩元たけ子君

柳田 秀一君 山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君

委員外の出席者

通商産業事務官(企業局産業施設課長) 大宮 二郎君

建設事務官(計画局建設課長) 江ヶ崎太郎君

建設技官(計画局水道課長) 岩井 四郎君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

五月二十七日

委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

参考人招致の件

水道法案(内閣提出第一八〇号)(予)

○小島委員長 これより會議を開きます。まず覺醒劑取締りの問題について、

第一類第八号 厚生委員會議錄第五十一号 昭和二十九年五月二十七日

参考人招致の件に關しお諮りいたします。来る二十九日、本問題についての調査をいたしたいと存じますが、本問題には社会的にも重要な問題でありますので、關係者に参考人として出席願つて、意見を聴取したいと存じます。東京療養所宮本博士、松沢病院院長林晴君、船橋總武病院院長竹山博士、東京大学薬学部の秋谷教授、以上の四君を参考人として選定し、御出席願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に内閣提出の水道法案を議題とし、質疑を進行いたします。まず第一に考慮されたいことは、直接問題といたしまして保菌者の増等による大きな原因があるように思われます。それから保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、尿尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておられますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるといふことが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴ひまして、尿尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるようによつて考えられます。第二点としていたしましては、最近家庭薬として下痢、ダイアジンを系統の薬品を使ひますために、一応症状はただちに治るが、しかし保菌者として残るようなものが多いといふところから、保菌者が増加をいたしました。

おわかりになつた点はございますか。さらにこういふふうに従来は腸チフス系統が多かつたのですが、最近では赤痢系統にかつておるといふ何らかの因果關係等、おわかりでありましたならばお知らせ願ひたいと存じます。

〔委員長退席、青柳委員長代理登壇〕

○楠本政府委員 ただいま御指摘のようには、以前はまれに見る水道による流行、あるいは一般的の伝染病流行といふようなものには、腸チフスが主かつたのであります。最近ではこれらのものは戦前の十分の一程度に減少いたしました。にもかかわらず、赤痢につきましては近年流行を來しておる次第でございます。この理由をいたしまして、

まず第一に考えられますことは、直接問題といたしまして保菌者の増等による大きな原因があるように思われます。それから保菌者が何によつてふえるかと申しますと、これは一つには、尿尿処理その他の汚物処理の徹底を欠いておられますために、比較的赤痢菌が外界にちらばつておるといふことが第一に考えられます。特にこの傾向は、最近都市の人口の増に伴ひまして、尿尿処理の不円滑と相まつて、潜在が増加しておるようによつて考えられます。第二点としていたしましては、最近家庭薬として下痢、ダイアジンを系統の薬品を使ひますために、一応症状はただちに治るが、しかし保菌者として残るようなものが多いといふところから、保菌者が増加をいたしました。

て、このために患者が跡を絶たないといふのが実相だらうと存じます。その事実がいろいろの方面に波及いたしまして、最近まれに水道によつて流行を來す疾病——菌がそれだけ蔓延しております關係で、水道による流行も赤痢が多くなつたのではなからうかと考えております。これに反しまして、一方腸チフスというよりなものには、逐次幸いにも私どもの周囲から絶滅しつつある傾向であらうと存じます。従つてかような流行は著しく減少して來ておる、こう考えております。

○柳田委員 資料の百三十九ページの「最近の水道水による消化器系伝染病の集團発生調査」で発生場所を見ますと、官舎、杜宅、寄宿舎等が多いのです。こういうふうに主として赤痢の集團発生ですが、これらの水道はいわゆるそれの自治体の管轄である一般水道と称せられるものの水道ですか。それとも——簡易水道はほとんどないようでありまして、一箇所あります。工場、寄宿舎等が独自に営んでおる水道ですか。その比率等ははつきりしておりますか。

○楠本政府委員 ここにあげてありますものは、ほとんど大部分はいわゆる自家用として、会社、工場、病院等で設けておる施設でございます。従いましてこれらのものに關しましては、従来ほとんど取締りあるいは指導という手が伸びておらなかつたのであります。そこで今後かような事態がさらに増加する傾向にもありますので、水道法案におきましては特にこれら民營の自家用の水道につきましても、これを専用上水道の名のもとに、一般上水道あるいは簡易水道に準じて取締り、あるいはいろいろの義務を付したり、その安全をはかることとした次第であります。

○柳田委員 それは何条ですか。

○楠本政府委員 これは各条に入つておられますが、第三条水質基準、あるいは施設基準すべてに、いわゆる専用上水道、つまり自家用水道が適用を受け、ことに相なつております。なお第二条におきましては、この用語の定義の中に専用上水道を第八項でうたつておる次第であります。

○柳田委員 そこで最近の集團発生は、ほとんどそういうような自家用水道から起つておるのですが、このたびの改正法律案では、それに対するところの監督規定等も設けてあるようであります。これに対してそういう十分な維持管理と申しますか、そういうことをしない場合の罰則規定等はどうかでありますか。

○楠本政府委員 これらは一般上水道並びに簡易水道等と同様、罰則規定が適用されることに相なつております。あるいは改善命令等の処置も講ぜられることと相なつております。

○古屋(菊)委員 今の集團伝染の点に關連してお伺ひいたしますけれども、山梨県の甲府に流行しましたのは、ほとんど菌が大原菌のようですが、こ

る、もしこういうようなことであるとすれば、せつかくの努力もほんとうの正しい結果をつかみ得ないからみが出て来るわけなので、そういう点を今後まだ、改革をしなければならぬと思ふのですが、そういう点についてあなたの方で何かこうしたらという具体的な御計画がありますか。

○楠本政府委員 今私どもが一番悩んでおります点は、この検査をする実施期等がまち／＼であることであり、あるいは調査の方法が統一を欠いておるといふ点であります。従いまして私の方でいたしましては、早急にこれらの検査あるいは調査の基準を設けて、正しい、あるいは比較し得る結果を得たい所存でございます。一方ガイガー計数管等の性能につきましても、現在若干まち／＼な点があるのでございまして、従つてこれらの各種の機器につきましてはこれをぜひすみやかに標準化するようになしたいと存じます。そうしてしるる後に、一方並行いたしまして、各地方あるいは大都市等に勤務いたしております技術職員の訓練を徹底させまして、かようなものに対処いたしたい所存でございます。

○岡委員 ぜひともこれはこの次の委員会までにも、御計画だけでもつけようですから、今おつしやつた測定の方法、系統立つた組織の体系、またその基準の設定、あるいはまたその他必要な諸条件、こういうふうにするれば全国的に飲料の用に供する水については放射能の汚染による人体の障害から守れるのだという一つの具体的なめどを、環境衛生部の試案でも、あるいは楠本試案でもつけようですからお示し願ひたい。それに伴う予算はどれだけの

かというふうなこともあわせてひとつ、できるだけ近い機会にぜひとも御提出願ひたい。

なおこれは将来、場合によれば非常に不幸な事態ではあるが、やはり必要な問題ではないかと思ふるのであります。水が濾過されると放射能が急激に減退するといわれる。あまりそうではないといふこともいわれる。一体あなたの方で、そうであるのかないのかという点はお確かめになつたのでしょうか。これは将来放射能を減退せしめるために濾過するといふことになつて来ると、実際上大きな問題であると思ひますが、そういう点からどのような結論を考へておられるか、伺いた

○楠本政府委員 放射能の濾過性という問題でございますが、従来までの実験あるいは研究等の成績を総合いたしてみますと、放射性物質には浮遊性のものと、比較的すみやかに溶解する性質を持つてゐるものとがあるらしいのでございまして、この場合溶解しておるものは濾過効力はございせん。ただ若干吸着される傾向がありますので、この場合吸着だけはある程度目的を達し得るものと存じます。一口に申しますと、浮遊性の放射物質の多いものは濾過効果が大いにありますが、溶解性のものはあまり効果があらな

いといふことがいえるかと存じます。次に、しからば浮遊性のものと溶解性のものといふのが毒力強いといふ点になりますと、いまだ各国とも研究が進んでおらずであります。但し汚染せられた直後におきましては、いまだ溶解する時間がありま

の状態であります。従いまして私も、指導をいたしましては、集水した水をすみやかに濾過するように指導をいたしております。たとえば大島で天をひとつた場合、とつたらあしたの朝まで待つておつたことをせず、ただちに濾過するような指導をいたしておる次第でございます。

なお私どもの行いました実験の結果では、砂あるいは木炭あるいは活性炭炭素等による濾過によりまして、おおよそ全量で五〇％程度を減少せしめられるもののようにあります。

○岡委員 最近東大の物理学教室が発表したいわゆる二十二の原則というものを、昨日の新聞で見つておるのですが、あの中には、特に二つが重要で、カルシウムといふふうなものは二次性の放射能を帯びて来るとおるものであることがいわれております。そうしますと濾過をしたら放射能が非常に減退するといふのは、物理的な性質を持つた炭炭、灰等においてはそういうことが期待できるかもしれないが、空気中のイオンが二次的に放射能を帯びておるとすれば、こういうものが濾過によつて減退するはずはない。そこにまた問題の空白があるので、こういう問題

はやはり東大の物理学教室あたりの諸君によく御研究いたして、はつきりした結論を出していただくことが必要ではないかと思ひます。私はつと前の委員会に、二次性の放射能についてはお話を伺ひしたわけですが、ビキニなりエニウエトツクの環境で水爆の実験があつた場合、この実験による爆発の瞬間に発生する中性子が、海水中における鱈や食塩、ナトリウム等のイオンに対して二

次性能を与える危険がある、もしこういうものを与えた場合には、赤道を北上する黒潮の中に十分入つて来るはずである、それによつて、放射能に汚染された近海魚が日本の周辺に來ると思はれるが、そういう心配はないかと申したいところが、当日御出席の東大の教授のお話では、しかしながらほりとして散つた限りにおいては、だんだん距離が遠ざかれば遠ざかるほど、海洋の表面において拡散するから、放射能による汚染度は少いのだ、こういうことでもあります。しかし現に東大の物理学教室が、二次性的に発生した放射能を元素として発見しておる。そう

なれば、海中に含まれておるところのナトリウムも塩素も、あるいはその他含まれておる諸種の鹽であるが、硫酸であるが、カルシウムであるが、こういうものが全部二次的な放射能をイオンとして帯びて来れば、非常に強い力で北上して来るから、日本の近海魚といふものは当然放射能によつて汚染されて来る。そうすると日本

の食糧問題としても重要な影響が来るわけでありまして、その後近海魚の放射能についてもいろいろお調べを願つておるようでもあります。最近そういう事態が起つていないかどうか。二次的な性能を帯びたものが東大の物理学教室によつて発見されておるといふことは、この問題と切つても切れない関係があると思ふので、そういう事実があるかどうかという点を伺ひたいと思ひます。

○楠本政府委員 二次性の放射能が現われておりますことは事実のようでございまして、しかしながらそれによつて日本の近海の海水が汚染されたといふ

ことはいまだ認められませんが、のみならず、かようなものはその量と並びに海水の量からいつて、日本近海においては、海水汚染といふものはあまり神経質にならないでよいのではなからうかと考へております。しかしながらただいま御指摘のよう、最近台湾沖、あるいは沖縄沖等で漁獲されます魚に、まれに放射能を発見いたします。しかしながらこれらがきわめて散発的に、まれに思ひ出したように出る事実、あるいはその沈着の程度が骨あるいは筋肉等にすでに沈着しておる事実等から考へまして、被害を受けてから相当の時間を経過しておるものと考へられます。そこでまづるの習性、特に

遊泳する距離等から考へまして、これは南方において汚染されたものがたまたま、遊泳して来たもの、かように考へておりました、海水の汚染によるものとは考へないといふことが水産専門家の意見でもあるわけでありまして。

○岡委員 今大臣がお見えになつたので申し上げておきたい。先ほど環境衛生部長に資料の提出をお願いしたのでありますが、これは先般の委員会においても、私どもから強く要求をいたしておつた点で、要するに水爆の実験等に伴つて海水が汚染される、雨水が汚染されるということは、当然食糧の問題、飲料水の問題として国民の生活に至大の影響があるので、これは直接の被害者、あるいはまた被害者の家族に

ついでに治療、生活の補償のみならず、国民の榮養と、そういう観点からも政府としては十分の努力を願ひたいところ、当時大臣の御答弁では十分考慮するといふお話でありましたが、新聞紙等を見ますとわずかに百

八十万円で、これでは手をあげておるというのが実情のようであります。こういうことでは国民の不安も一向に去らないし、しかもひんびんとして雨水の汚染等が伝えられておるということになりますと、せつかくの水道がいかに管理されましようとも、その元である水そのものの不安が去らないでは非常に遺憾であると考えますので、いずれ私も委員会としては、厚生省としてどういう体系をもつて統一ある対策を講ぜられるかという点について、予算等を伴う資料を御提出願つて、委員会でも十分に審議をいたしたいと思ひますが、大臣としても前会せつかく御答弁があつたのですから、特にこの点についてもまた御善処をお願いしたいと思ひます。

○草葉國務大臣 お話のように、ビキニ環境におきます水爆の実験以来、いろいろな関係において影響をいたして参つて、それが漁獲の問題、さらに最近五月十七日以降と申しまするか、降雨の中に相当の放射能が発見されたという状態でありまして、それ以来各地の降雨につきまして、あるいは水等につきまして検査いたしました結果を総合して、現在手元に一応はとつて、これを判断の中心資料としております。しかし今後つとこれを継続してしばらくの間、あるいは今後原爆の実験があるなしによつてこれを左右されることは存じますが、しかしいろいろ不安が相当あると存じます。従つてまず継続した調査をする必要があると思ひまして、今までの降雨についての検査の模様は一応はとりまして、資料等であるいはお配りができると思ひますが、今後つと継続して

しばらくの間これをやつて、そうしてそれに対処する、あるいは降雨を飲料水としておる、あるいは野菜等の場合における処理、そういう点について国民の不安を掃いたしたい。そういう意味におきます施策に対する経費等についても現在とりまきとめまして、それ、関係方面と折衝したいと存じておる段階でございます。急いでそれをお願いしたいと思ひます。

○青柳委員長代理 次に庄司一郎君。○庄司委員 厚生大臣にお伺い申し上げたいことが二、三ございしますが、きわめて簡単にお尋ねをしたいと思ひます。

ただいま話題となつておりますアメリカの水爆実験によるわが国民の一部の同胞に及ぼしたる影響はまことに深刻なものであります。このごろ私の郷里の塩釜港でも、帰つて参りました漁船の乗組員の中に原爆症にとりつかれておる者が数名現われております。そこで伺ひ申し上げたいのは、何か本日午後アメリカに対して賠償を要求する関係の閣議があるやうな話を昨夜安藤國務大臣の部屋でお伺ひいたしました。ゆうべ安藤さんの部屋へ集まつた関係は、全国のもつぱらまぐる漁関係の直接の被害関係の損害賠償を確保する上における下相談のやうな会合であつたのでございしますが、うわさのごとく本日午後賠償要求関係における閣議等があられた場合、今まで障害を身体に受けておる原爆患者の直接の医療その他の入院料あるいは家族の生活保護、そういう面から厚生省として内閣を通してアメリカに要請する、ある程度の損害賠償の基準となるべきところの原案がまとまつて出てお

るかどうかということ、最初にお伺ひしたいのであります。

○草葉國務大臣 お話の点直接第五福竜丸におきまして被害を受けた現に治療を受けております人たちが並びにその家族に対する補償及びその費用等につきましては、一応あらゆる点から検討いたしましたその費用を計算して、安藤國務相が中心になつてこの第五福竜丸の被害についてのとりまとめをいたしております。そこで検討してそれ、アメリカの方へ話をいたして参つたのであります。アメリカでもこれはごまかく随時にやるというところではなく、一括して一緒にやる方がいいんじゃないかという意見のようでありましたから、これらの点を考へて、なるべく一本にまとめて要求をして、それによる補償を受けるという方向に持つて行きたいという考へ方で打合せを進め、その結果関係閣僚集まつて十分これを検討しようじゃないかというところを相談いたしております。ただ本日午後かというところは、まだ私の方には連絡がございせんが、急いでこれをやりたいということはおして来ておる次第でございします。そういうことになつております。

○庄司委員 アメリカ自身も相当良心に反しておることであると思ひますが、主張すべき権利の点は一歩も仮借なく、単に直接の損害だけではなく、不幸にして長い将来、患者になられた御諸君が働けないのでありますから、従つてその家族の保護は一応さしたあたりは生活保護法によつて援助するか、あるいは船主の方において援助するかはわかりませんが、家族の生活保護の面は厚生省はどういう対策をとられて

おるか、お伺ひしたいのであります。

○草葉國務大臣 これは実は船員保険法により入者が、全員二十三名加入者でございしますから、船員保険法によりましては、当然その権利を保有しておる人たちでございします。従つて請求があり、また船員保険の加入者としての処置は当然いたすべき義務を持つておる次第でございします。だから船員々々によりまして当然支払うべき必要がある。ただ船員保険法には、月によつて制限をしたり、あるいは年によつて制限をしたりしております。それらの制限並びに金額、平均報酬月額等における金額によつて制限をいたして

おる現在の立法になつております。従つてあるいは実際の場合においてこれが適當でないというやうなこともあり得る場合もありましようから、従つて一方には法律的には当然船員保険によつて支払うべき義務、また要求し得る権利を持つておりますが、全体としてこれは原爆の実験による被害でございします。これを総合しながら実際の生活費等を考へて一括してアメリカの方へ補償を申し出ておるやうな現状でございします。

○庄司委員 本問題はその程度にして、直接水道法案に關係のあり、関連のある問題を二つほどお伺ひしておきたいと思ひます。

きのう楠本府委員よりきわめて正鵠を得たるお答えを得ておつた問題でございしますが、本法はむろん見通しからいまして、あるいは若干の附帯決議等がつけられるかも知れません。が、大体原案のままで各党各委員の御協賛を賜り得るものであると私は考

えております。その場合において新しい画期的のこの総合的な水道法案が実施されるあかつきにおいては、概して重複になるやうですが、要点だけ申し上げると、わが国においては水道関係の専門の技術を得得しおる者がきわめて少い。一県平均約四、五名であります。そこでぜひひとつ講習会を開いて、本法の趣旨を徹底させ、了得せると同時に、技術の再講習をしてほしいというやうな点、それから本法によつてこの後各市町村の上水道、下水道あるいは簡易水道、これの健全な発達を保護助長して行くという本法の趣旨を運営する上において、ことしのように若干補助費が減らされたり、起償のわくが縮められたりするようでは、はなはだ遺憾であります。部長さんのお答えでは、少くとも十二億、あるいは起償のわくは二百億程度をもくろんで、来年度の予算の確保をしたい、こういう御希望のやうでございします。

が、厚生大臣としてはぜひ社会福祉のために、ただいま全国において新しく水道を希望しておる町村が数箇町村あり、あるいは町村合併によつて合併して新しくここにでき上つた市が約百ぐらいございしますが、こういう場合において上水道、あるいは部落においては簡易水道等の要望が相当熱烈に要請されて来ると思ひます。そこで相当額の補助予算、それから相当額の起償のわく、要するに水道行政上における各市町村自治団体に対するところの水道財源、水道財政、水道経済、あらゆる観点より、でき得るだけ厚生大臣の責任において、内閣閣僚諸君特に大蔵省の了解を得られて相当額を確保し、御計画の十箇年計画であり